

離婚届

補記事項 有 無

令和 年 月 日届出

受付時分 午前・午後 時 分

受理 令和 年 月 日 第 号	通知 令和 年 月 日 送付 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

長 殿

(1) 氏名	夫 甲野 幸夫 妻 甲野 花子
生年月日	昭和 平成 58 年 6 月 23 日 昭和 平成 61 年 10 月 5 日
住所	東京都杉並区清水 1丁目 5番 17号 東京都足立区4住 3丁目 10番 7号
本籍	東京都杉並区清水 1丁目 28番 筆頭者の氏名 甲野 幸夫
父母及び養父母の氏名	夫の父 神戸 一郎 続き柄 二男 妻の父 兵庫 正男 続き柄 長女 母 甲野 洋子 養父 甲野 久吉 続き柄 養子 養母 春子 続き柄 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都足立区4住3丁目10番地 筆頭者の氏名 兵庫 花子
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野 健太・甲野 桜子 妻が親権を行う子
同居の期間	平成21年 3月 から 平成29年 8月 まで
別居する前の住所	東京都杉並区清水 1丁目 5番 17号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名	夫 甲野 幸夫 印 妻 甲野 花子 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	山田 一雄 印 乙川 和子 印
生 年 月 日	昭和 平成 36 年 4 月 14 日 昭和 平成 41 年 6 月 8 日
住 所	東京都中野区 野方 1丁目 4番 7号 東京都世田谷区北沢 4丁目 12番 18号
本 籍	東京都中野区 野方 1丁目 52番 香川県高松市栗林町 1丁目 2番

離婚届の記載のしかたとご注意

(神戸市では、各区役所・北須磨支所の市民課、玉津支所で受付します。)

1 必要なもの

- 離婚届書 神戸市内の区役所・支所へ届出する場合は1通です。
- その他の書類
 - 調停離婚の場合・・・「調停調書の謄本」
 - 審判離婚の場合・・・「審判書の謄本」と「審判確定証明書」
 - 判決離婚の場合・・・「判決書の謄本」と「判決確定証明書」
 - 和解離婚の場合・・・「和解調書の謄本」
 - 認諾離婚の場合・・・「認諾調書の謄本」
- 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真貼付の身分証明書等

2 届出先

本籍地か住所地の役所

3 記入の方法

- 黒のボールペン又は黒のインクで正しくていねいに書いてください。鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- □にあてはまるものに☑のように印をつけてください。
- 離婚届に下記の内容が印刷されている場合は、「面会交流」の取り決めについて及び「養育費の分担」の取り決めについて、あてはまるものに☑のように印をつけてください。この欄については記載がなくても受理されます。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。 まだ決めていない。

〔面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。〕

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。 まだ決めていない。

〔養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等）による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。〕

- 〔(1)氏名欄〕・・・婚姻中の氏名で書いてください。「よみかた」を上にご記入ください。
- 〔(2)住所欄〕・・・住民登録をしているところ。住所異動届と同時に出来る場合は新しい住所を書いてください。
- 〔(4)婚姻前の氏にもどる者の本籍欄〕・・・新しく戸籍をつくる時は、地番(○番地、○番地○)のほか、住居表示実施区域では、街区符号(○番)も使用できます。離婚届と同時に「戸籍法77条の2」の届を出す場合は、この欄は記入しないでください。4のご注意①をご覧ください。
- 〔(5)未成年の子の氏名欄〕・・・夫婦間に未成年の子がいる場合は親権者を一方に決める必要があります。4のご注意②をご覧ください。
- 〔届出人署名〕・・・届出人がそれぞれ自署してください。
- 〔証人欄〕・・・協議離婚の場合、夫妻の離婚の事実を知っている人で成人の人2名(親族でも可)が自署してください。

4 ご注意

- 離婚後も婚姻中の氏を使用したいときは、離婚後3カ月以内に婚姻中の氏を称する届（戸籍法77条の2）をしてください。離婚届と同時に届を出すこともできます。（この届出をすると婚姻前の氏にはもどれません。）
- 子の氏を変更したいときは、離婚届が済んでから、家庭裁判所で「子の氏変更の申立」をして許可を受けた後に、入籍届をしてください。
- この届は土・日曜日や休日でも出せますが、その場合は、開庁時間内に事前審査を受けることをおすすめします。なお、土・日・休日の受付はすべて区役所だけになります。（支所では土・日曜日や休日の届出はできません。）
- 離婚届を出しても住民登録(住民票)の住所は変わりません。住民登録の住所を変える場合は旧住所地の市区町村で「転出届」をして転出証明書の交付を受けたうえ、新住所地の市区町村で転入届をしてください。なお、神戸市内で転居する場合は、転居後に新住所地の区役所、支所で転出届、転入届が一度にできます。
- 住所地の役所にこの届を提出する際は、マイナンバーカードもご持参ください。氏名等を変更します。開庁時間以外に提出される際は、後日、住所地の役所で変更手続きをしてください。

お問い合わせは、各市区市民課、北須磨支所市民課へ

- 東灘区役所 ☎078-841-4131 灘 区役所 ☎078-843-7001 中央区役所 ☎078-335-7511 兵庫区役所 ☎078-511-2111
- 北区役所 ☎078-593-1111 北神区役所 ☎078-981-5377 長田区役所 ☎078-579-2311 須磨区役所 ☎078-731-4341
- 北須磨支所 ☎078-793-1212 垂水区役所 ☎078-708-5151 西 区役所 ☎078-940-9501